

② 新型コロナウイルス感染症に関する相談先が変わります

県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関を指定しました。

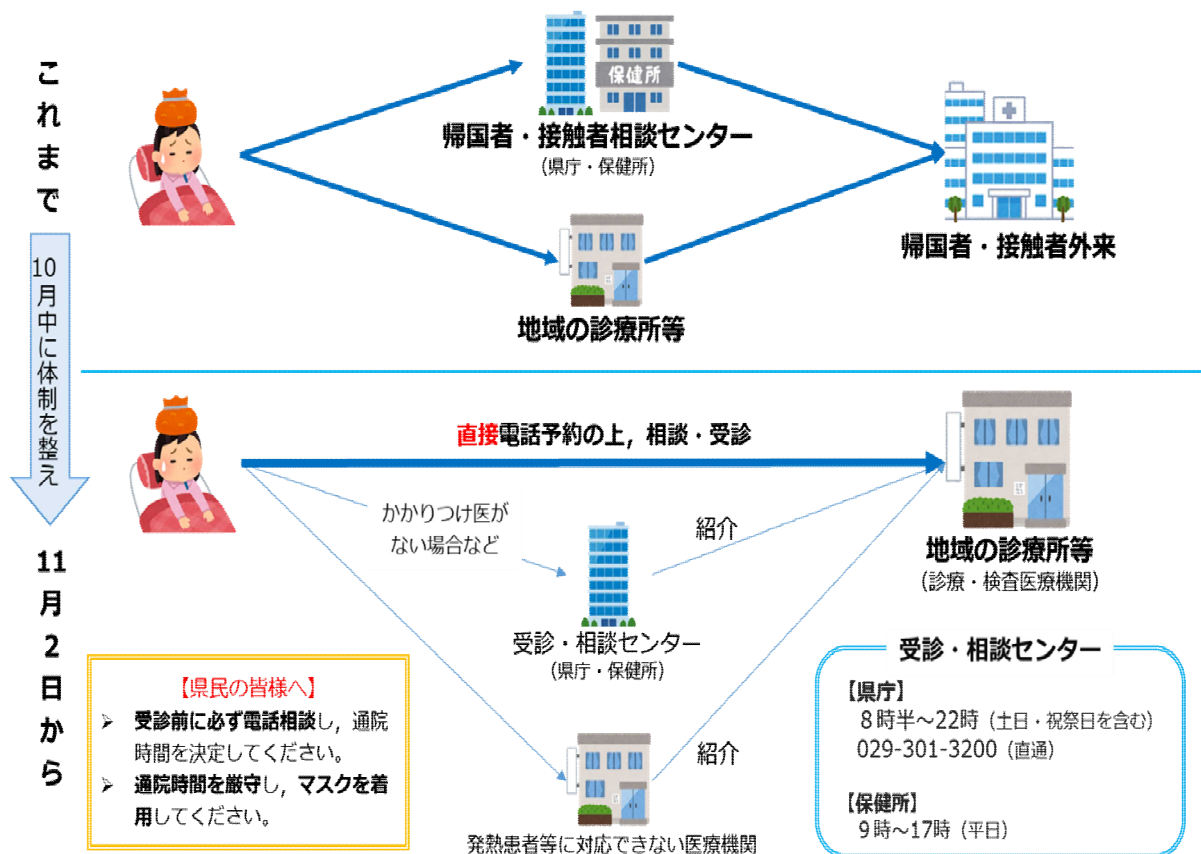
発熱等の症状がある方はまず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をしたうえで、マスクを着用して指定された時間を厳守し、医療機関の指示に従って受診をお願いします。

かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関をご案内しますので、県の受診・相談センターもしくは中央保健所にご相談ください。

受診・相談センター	電話番号	受付時間
県庁	029-301-3200	午前8時30分～午後10時(土日・祝日を含む)
中央保健所	029-241-0100	午前9時～午後5時(平日)

インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直し

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築



問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

③ 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮をしましょう

県では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族および医療従事者等への不当な差別的取り扱いを条例で禁止しています。

もしも差別を受けたり、見かけたりした場合は、特設人権相談窓口へご相談ください。

受付電話番号 029-301-2613(祝日および年末年始を除く、平日の午前9時から午後5時まで)